

朝鮮族譜と始祖伝承（上）

松原，孝俊

<https://doi.org/10.15017/2230718>

出版情報：史淵. 120, pp.151-186, 1983-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

朝鮮族譜と始祖伝承(上)

松原孝俊

目次

はじめに

一 族譜の定義

二 族譜の歴史の変遷

(1) 族譜成立の前段階

(2) 族譜の成立と変遷

(3) 族譜の資料性

(以上、本号)

三 族譜所載の始祖説話の分析

(1) 始祖説話研究の前提

(2) 始祖説話の分類

(3) 始祖説話の構造と機能

① 龍種型始祖説話

② 夜来者型始祖説話

③ 箱舟漂流型・地中出现型及び棄児型始祖説話

四 族譜への始祖説話の定着過程

むすびにかえて

朝鮮族譜と始祖伝承(松原)

はじめに

本稿の目的は、筆者がこの数年手がけてきた朝鮮の説話研究の中でも、特に李朝から現在までに刊行された各民族の族譜始祖関係記事を取り上げ、説話学的観点から若干の考察を試み、朝鮮において始祖説話がいかなる史的メカニズムの下で創り出され、且つ民俗的想像力が始祖説話にいかなる形で参与するか、などの二～三の問題の解明に一つの視点を提出する所にある。

朝鮮の始祖説話と言えば、誰しもまず『三国史記』や『三国遺事』その他に載録された古代神話（朱蒙神話や赫居世神話など）か、あるいは高麗や李朝の各国祖神話を念頭におくだろう。十九世紀末から開始された本格的な朝鮮の説話研究は、今日に至るまで、こうした神話群を主たる対象として来た。この種の研究は、数多くの専門家によって、各神話の variant の集成、神話モチーフの抽出、あるいはその文化境域の確定ないし歴史的関連と言った諸点に、多大な業績がもたらされ、とりわけ三品彰英による組織的な研究は、著名である（三品彰英、一九七〇～一九七四）。ここ十数年間の大韓民国（以下「韓国」と略す）の説話学界は、その一方で、民間に流布する口承説話の採集に努め、古く孫晋泰、任哲宰氏、崔常寿氏らの編纂による説話集に加えて、新しく三十数巻に及ぶ各道別の説話集が上梓されつつある如くに、現在民間伝承の発掘が活発に進展している（『韓国口碑文学大系』など）。

このように、朝鮮の説話研究において、一方は古代に、他方は現代にと、専門家たちの関心はいずれかに偏向しがちであった。これに対して、前述したように国祖神話を除外すれば、高麗、李朝の両時代を中心とした研究には、未だ十分な関心が払われるに至っておらず、僅かに張徳順、直喜雄の両氏による散発的な試みがあるに過ぎない。

推測するに、こうした傾向は、とりわけ李朝の大多数の説話集（『溪西野談』『青丘野談』など）が、まだ各図書館に架蔵されたまま、影印その他の形で広く普及しておらず、専門家の利用に不便であるからとも考えられる。また

工業化にともなう韓国社会の急激な意識変動によって、崩壊しつつある民俗文化の記述と保存が、専門家たちの当面の責務であるからでもあろう。いずれにせよ、高麗・李朝時代の説話を取り扱った研究は、閑却され放置された状態にあっただけに、今後の重要な研究課題の一つとなるにちがいない。

ところで、本稿で取扱う族譜記載の始祖説話については、これまで歴史学・説話学の各分野から散発的に言及されることはあったが、これに正面から取組んだ本格的な研究は、未だ無きに等しかった。実は、われわれの考察対象である族譜についても、僅かに今村軫や金斗憲の両氏による概説があるだけで、族譜の定義、成立過程及び資料性に關する諸問題について、論義は十分に尽されていない。従って、われわれはまず「族譜とは何か？」という素朴な問いから出発して、族譜の機能と社会的意味を説明した後、族譜になぜ始祖説話を記載せねばならなかったかについて、その必然性を探り、始祖説話と族譜との結節の史的メカニズムを考究する必要がある。そして、次に生ずる問題として、現存する始祖説話群をいくつかの類型に分け、それが、いかなる民間伝承の、いかなる民俗的思考を利用、発展させて、自らの始祖説話へと吸収定着させたかを論ずることとしたい。始祖説話の分析を主要課題とした本稿で、こうした論旨の展開は一見迂遠のように思えるが、始祖説話は言うまでもなく、族譜自体もほとんど未開拓な研究分野であるだけに、族譜の本質の理解は不可欠な前提と考えられる。

族譜は一般に、史料的价值が疑問視され、信頼の置けない、とかく問題の多い系譜書である、と見做されてきた。系譜自体がいくらでも恣意的な改変、潤色を許す、私的な伝承・記録であるだけに、族譜の系譜的記載のすべてを真実であると考えるのは、あまりに楽観的すぎよう。事実、李肯翊や丁若鏞などの李朝後期の学者たちが嘆慨したように、偽譜、偽牒が当時盛行し、族譜の「十にして一つの真なる無し」と言った状態であったことも、周知の通りである。『李朝実録』に徴しても、族譜の改変事件は、決して少なくない（この点、後述）。また、族譜を見ると、神話的な出自関係記事やら、『高麗史』及び『李朝実録』などの史書や金石文その他に、全く記載のない名前の連鎮であ

るとか、歴史上の人物と推定されるものの、実在したと証明する手がかりのほとんどない場合も多く、族譜の内部に族譜の資料的信用性を減ずる要因も、確かに存在する。このように、族譜を合理的な観点からのみ取り扱えば、疑問点は無限に生じよう。しかしながら、最今のように不当に族譜を放置するのではなく、むしろ族譜の記載に真偽を弁別することによって、その史料的价值を再検討し、また族譜の不合理な記述についても、その作り出された意味と背景を究明し、さらに族譜の全体像とその特徴を把握するという、積極的な態度を取ることによって、「族譜」の持つ意義を再評価する必要があるのではないだろうか。

ところで、歴史学の門外漢である本稿の筆者は、以下の所論の中で、当然に、族譜を保有した各民族の盛衰、得姓時期、歴史的動向といった多岐にわたる事柄の有機的連関を重視せねばならないが、その点朝鮮史全般にわたる素養と理解を欠く為、数々の誤りを犯していることと思われる。忌憚のない御批判と御教示とを得ることができれば、望外の幸いである。

一 族譜³⁾の定義

古今東西、家系記録（系譜 genealogy）は、その形式を口承にせよ、文字にせよ、ほとんどの民族に存在する。人類学者の報告によると、系譜に特別な関心を抱かぬ民族も世界に存在するというが、一般に単系出自制をドミナントな編成原理とした社会に、始祖からの共通の出自觀念の覚醒と成熟と共に、血縁的同族集団の一定の図式化がなされることは、決して少なくない。とりわけ世襲の政治組織が確立し、階層分化が見られ、かつ祖先祭祀の発達した社会環境では、政治支配者や王権の中枢部に位置する集団の系譜的伝承は、きわめてよく発達し、整備されたものとなっている。いまさら、現代の無文字社会や古代の文明国家の例を引き合いに出すまでもないだろう（フォーテス、一九八〇年、および川田順造、一九七六年など参照）。

おおよそ、十五世紀の中葉から作成され始めた朝鮮の族譜は、そもそも「崇儒排仏」を王朝の指導理念とする李朝社会で、宋の歐陽修・蘇洵などの族譜をモデルに作られたものであり、しかも両班層の専有物であった。こうした朝鮮の族譜を、学説史的に見て最初に定義づけたのは、社会学者の金斗憲であろう。金の定義によると、

「族譜なるものは祖先を崇拜し、家系を存続し同族を團結し、門閥を尊重する等、大家族制度本来の精神を如実に具体化したもの」（金斗憲、六九〜七〇、一九三八年）

とする。この定義のなかでわれわれの注目を引くのは、朝鮮社会を「大家族制」という社会学的概念で把握することによって、族譜を機能主義的な視点から分析していることである。すなわち、族譜の機能面を手がかりにして、(1)親と子の関係を主軸にする祖先観の形成(祖先崇拜) || 情緒的紐帯、(2)祖先と子孫の系譜的紐帯(家系存続)、(3)集團の統合と帰属意識の強化(同族の團結)、(4)同族集團の排他性と優越性(門閥尊重)の四種類の機能を抽出するとともに、これらが朝鮮の大家族制社会を維持する重要な根拠となるという。さらに、金斗憲は、族譜編纂の目的として、次の五点を列挙している。

- 1、同姓不婚律に基いて氏族派別を明かにし、階級的内婚制に基いて門閥家乗を明かにすること。
- 2、祭祀、相続・収養・立後等の上に昭穆の序、尊卑の別、行列の分を明かにすること。
- 3、嫡庶の分を明かにすること。
- 4、裁判上刑の軽重を定むるに行列の分、親疏の別を明かにすること。
- 5、党派の別を明かにすること。(金斗憲、七五、前掲書)

金の所論は以上であるが、われわれの視点からすると、次のような不満を認めないわけに行かない。まず第一に、族譜の機能面に着目した金に、われわれは賛意を表するものの、族譜のシンボル性が看過されていることである。そもそも李朝において、周知のように、両班は政治・経済・社会的な諸特権を専有した。種々の特権のなかでも、両班

たちへの良役の免除は、他の階層に属する人々の羨望の的であった。次の『英祖実録』の記事は、それを如実に物語っている。

「(憲府)啓、譯官金慶禧為名者、私鑄活字、多聚人家譜牒、誘引郷谷凶免軍丁之類、冒録換張、以作生計、請令法曹、嚴覈重繩」⁽¹⁾

李朝で頻発した偽譜事件が端的に教えるように、族譜は、数多くの権益を確保、標榜するための、両班の権利書にはかならない。すなわち、族譜の中で始祖を頂点とし、ピラミッド型に延びた系譜のいづくかに、自己の名前が確認されることによって、両班としての身分が保証されたのである。それ故に、族譜は個人や集団を分類する算定表とも言い換えられるだろう。このように、族譜は両班のシンボルであり、社会的な権利・義務・資格・責任などを知る記述体系でもある。

そればかりでなく、現実に、同一な父系血縁集団(tribe)内部において、絶えず傍系親族の分烈と拡大とが予想され、しかも各地に分散・孤立して居住したために、彼ら両班層が必要としたものは、分節化(segmentary)した小門中を求心的に同一集団として統合せしめる覇絆であったはずである。実感として連帯を意識し、共通の権益を獲得する際に、時空を超えた両班層の内面的世界に扶植されたのは、始祖からの共通の出自の観念であった。したがって、同族の構成員を記述的に網羅した族譜こそが、出自の観念を不断に自覚せしめ、また identity を証明するシンボルに他ならなかったのである。それは結果的に、構成員相互間の最も有効なコミュニケーション媒体ともなり、相互扶助の役割を果たした。

李朝が終焉し、両班などの身分社会が互解すると共に、族譜のシンボル性がますます強調されることとなったのも、従来両班以外の階層に属した人々が、自らの社会的地位の上昇を図って、あたかも社会の全成員が両班であると認定されることを欲したからである。ある調査によれば、日本植民地下(36年間)において、族譜を刊行した血縁集団

は、一二五姓であり、その数は、一九三〇年での朝鮮の姓の総数二五〇に比して、その約半数に達するほどに、族譜の刊行は活況を呈したという（崔在錫、十、一九六九年）。今日では、ほんの僅かの血縁集団を除外すれば、ほとんどが族譜を所有することで、両班であることの条件を具備し、選挙などの現実的要請も新たに加えて、族譜の持つシンボル性を最大限に活用している。組織的凝集力を増し、自己の *identity* を入念化し、最高の社会的身分に所属することを他者に認定させるために、族譜のシンボル性は、今も昔も、その価値を減ずることはなかったと考えられる。

第二に、金斗憲が出自を生物学的な概念として扱っていることである。現在でも若干の抵抗が存在し、しかも李朝の両班社会では、自らの集団に、庶孽を所属させることが少なかったように、集団の成員権は、必ずしも出生を契機として自動的に獲得されてはいない。庶孽禁錮法を例にあげるまでもなく、李朝社会での嫡、庶子の区別は苛酷なほどであり、両班の妻子でありながら、妾・再嫁女・失行女（淫女）または下層身分の母を持ったものへの、法的制限がなされたのは、まぎれもない事実であった。それ故に、両班となるのも、生得的な父系出自 (patrilineal descent) でなく、儒教倫理を背景とした、選択的な出自で、なおかつ社会的な承認を必要とさせしめた。とりわけ先祖の祭祀権が重視されるに従い、両班の嫡子のみがその任を負うことになったために、必然的に族譜にも、選択され、社会的に認容された人間だけの名前しか記述されなかったからにはかならない（但し、族譜に庶系が記載される場合には、はっきりと「庶子」と分かるように明示されるのが一般的であった）。つまり、朝鮮の両班社会において、父系出自は先祖と限定された子孫による系譜的連続性であると考えざるべきであろう。観点を変えれば、ここに出自のドグマが胚胎しよう。要するに、族譜を通して、成員個々人が両班層の一員であり、かつ始祖からの系譜的に連続した父系出自でもって表明された社会的存在であることが確認されねばならない。一般に考えられているように、族譜は単なる血縁という生物学的な概念でなく、朝鮮社会で制度化された社会学的な概念で理解すべきものであると言つてよいだろう。⁽⁵⁾

第三に、族譜が、強烈な identity の觀念の結晶したものであり、しかも対外的な自己証明書である以上、族譜はかなり公的な性質を帯びたものでなければならぬ。筆写本のような形態で私に閲覽されるものであっては、族譜はいわば八外向けVの象徴的意義を果さないだろう。族譜の要件として、たとえそれが木版・石版にしろ、あるいは木活字・金属活字にしろ、大量に刊行された冊子形でなければならぬことは、中国と同様と思われる。きわめて常識に属することであるが、再めて要件の一つに数えておきたい。

以上、金斗憲の定義に対して、われわれは三点取りあげて、これに若干の批判を加えてみた。そもそも社会学的な視点と方法論に立脚した金の定義は、族譜を朝鮮の大家族制度との関連に重心を置き、特に族譜の機能面を手がかりにして設定されたものであった。注目すべきは、一九三八年に金がこの定義を試みて以来、崔在錫、宋俊浩の両氏による定義も、表現こそ違え、趣旨はほとんど同じであると言つてよい。しかし、斯界の定説となりつつあるかに思える金の定義の有効性を認めつつも、われわれはいくつかの不満を感じざるを得なかつた。そこで、族譜のシンボル性や、出自理論の再検討、さらに形態面にも留意して、次のような筆者の作業仮説を提出したい。つまり、族譜とは、始祖からの共通の出自の觀念を基に、父系出自の選択された者のみを系譜的に秩序化して記述したもので、祖先祭祀を義務づけると共に、同族の優越性と永續性を根拠づけ、同族の統合を覚醒・強化させるメディアの役割を果し、そして、両班だけが刊行する冊子であるがゆえに、その社会的位置を内外に認知させるためのシンボルである、と。

もちろん、この定義で過不足なく説明しえたとはいへないが、一応われわれの視点からの定義を出発点に、以下の所論を展開することとしたい。ともあれ、族譜は、頻発した党争の歴史を持ち、社会的変動の激しかった李朝の厳しい政治風土の土壌の上で、儒教倫理を理想とする両班たちが作り続けた、過去と現在の参照体系であると考えてよからう。

二 族譜の歴史的変遷

族譜の歴史については、今日までの歴史学の成果を参酌しつつ、ここではほんの概観だけを述べるにとどめたい。固より、博雅俊鋭の士に取っては陳套読むに堪えざるものであろう。

(1) 族譜成立の前段階

そもそも朝鮮において、系譜意識の濫觴は、三国時代以前にあらうが、五世紀初頭に建立された高句麗の『広開土王碑』の碑文に、

「惟昔始祖鄒牟王之創基也、出自北夫餘天帝之子、母河伯女郎、部卵隆出生子、……至十七世孫（広開土王——松原註）

とある文面は、系譜として確実で最古のものと考えられる。どこまで史実を反映したものかは疑問とすべきも、広開土王（好太王）の治世には、始祖神話や建国神話を劈頭に置き、広開土王に至る十七代の王統の、一貫した系譜伝承が存在していた。広開土王が、自らを日神の子孫であると証明する系譜伝承を管理していたことは、想像するに、王の権威の由来と正当性を根拠づけ、称揚する目的を持っていたからにはかならない。現在までの古代史研究の進展の結果や後述する理由から、古代朝鮮では、このように系譜はまず政治支配者層を中心に整備されていた、と考えて異論ないだろう。例えば、新羅においても、末松保和氏の研究によれば、「文武王陵碑」（六八〇年頃）に、

「十五代祖屋漢王……」

とある記述や、『三国史記』⁽⁶⁾ 卷第二に、

「味鄒尼師今立^二昧^一姓金。母朴氏葛文王伊柒之女、妃昔氏光明夫人、助賁王之女。其先闕智出於雞林。脱解王得之養於宮中。後拜為大輔、闕智生勢漢、勢漢生阿道、阿道生首留、首留生郁甫、郁甫生仇道。仇道則昧鄒之考

朝鮮族譜と始祖伝承（松原）

也、沾解無子国人立味鄒、此金氏有国始也」

とある記載などを参照すれば、「一応の仮作図」として、万世一系の新羅王族系譜が復原できるという（末松保和、四二〜四七、一九五四年）。

そして、百済の王族系譜は勿論のこととして、次の、

「高靈郡本大加耶国、自始祖伊珍阿鼓王^{一云内珍朱智}、至道設智王、凡十六世五百二十年」（『史記』地理志）

や、

「金海小京、古金官国^{二云伽羅國}、自始祖首露王、至十世仇亥王」（同右）

などの記事からは加羅諸国の王族系譜の一端が知られるように、いずれの国々においても、王の系譜伝承は自身による統治の正統性と絶対性を基礎づけるために利用されたに相違ない。

ここで問題となるのは、古代におけるこのような王族系譜は、如何なる形で伝達されて来たか、についてである。

換言すれば、博聞強記の者たちが王や民衆の面前で、あるいは祭祀儀礼などの際に朗誦したと推考される、口承の系譜が、いつ文字に定着し、その文字化された記録が、どのように伝来されて来たのであろうか。いわば王族の家系記録は、いつから作り始められたであらうか。この疑問を明快に解決する文献資料は、管見によれば、未だ見出せないものの、恐らく文字の使用時期と、歴史意識の覚醒、对中国外交を通して系譜整備の必要性を痛感した時期など、さまざまな問題が解明された後に、いくらかの展望は得られよう。「国史」・「旧三国史」を始めとする『史記』や『遺事』の原典研究の成果も、われわれの期待するところであるが、現時点では、『史記』巻四に引用された「帝王年代曆」や、『新增東国輿地勝覽』^{（七）}巻二九、高麗県の条に引用された「釈順応伝」に、

「大伽倻国月光太子、乃正見之十世孫、父日異腦王、求婚于新羅、迎夷絜比枝輩之女、而生太子」

とある逸文から類推される、大伽倻国の「正見母主より異腦王まで九世の伝承系図」（末松保和、四四〜四五、一九

六五年)、さらに『遺事』卷二所引の「李碑家記」——後百済の甄萱の系図——などは、系譜記録のほぼ確実な文献である。『帝王年代曆』や「釈順応伝」は、いずれも新羅末期の文人であった崔致遠の筆に成るものであり、したがって彼の活躍した時代の九世紀には、王族を中心とした支配者層の文字化された系譜が作成されたことだけは、間違いない言えよう。

これと関連して注意すべきは、今日の韓国社会のように、社会の成員全体が強烈な系譜意識を所有するのに対して、はたして高麗時代以前の社会に、現在と同様に一般民に至るまでの系譜意識が広く浸透していたか否かである。前述したように、文献資料に認める王族系譜は、出自上王位につく可能性を持つ者たちが、王位継承法を定め、安定的な政治支配を実行する為に、いわゆる既存の状況の説明ないし根拠づけに利用され、かつ支配者から被支配者に向けて、支配の由来を物語る一種の宣伝メディアであった。そうであるが故に、古代では、系譜は支配者層にとつて重要な社会的機能を果すものであっても、おそらく被支配者層には無縁であったにちがいない。大胆に想定すれば、被支配者の系譜は、せいぜい三々四代の遡上にとどまるにすぎず、首尾一貫した系譜伝承など実際に存在しえたか、そこぶる怪しいと考えたい。現代の民族誌から *parallel* な事例を取り出して説明すれば、台湾のパングツァ族では、

「彼等にあつては『歴史意識』殊に長い系譜の記憶(約六十代——松原註)は世襲の頭目或いはその近い親族に当る古老達の主として独占するところ、且つそれは頭目家を中心とするもの、これに対し平民家に属する人々の知識は殆んど無に等しいと云つても過言でない程である。」(馬淵東一、二二七、一九七四年)

という。無論、相互の資料自体に時代差があり、ある一つの無文字社会と高い文化を誇った朝鮮の古代社会とを、簡単に同一視できないことは、言を俟たない。しかしながら、高麗時代以前の被支配者に関する文献資料がほとんど皆無の現状にあつて、その重要な空白部分を、現代の無文字社会の実態から類推することは、限界があると言え、許さるべき方法であろう。所詮、被支配者にとり、自らの口承系譜さえ無いに等しかったであろうし、むしろ彼らは、属

する社会の支配者の系譜を存知することで、自らの存立基盤としていた可能性もある。ここで思い出されるのは、後百済王の甄萱の系譜である。敵対していた弓裔が新羅の王族出身とも仏門出身とも称したように、甄萱が尚州の豪族阿慈介の子という伝承もあるが(『遺事』巻二所引の『李碑家記』)、これはどうやら後に造作・潤色された系譜である疑いが濃厚で、あまりに整備され過ぎた感じを抱かせる。却って実情は、同じく『遺事』巻二の「古記」に、

「昔一富人居光州北村、有一女子、姿容端正、謂父曰、每有一紫衣男、到寝交婚、父謂曰、汝以長糸貫針刺其衣、従之、至明尋糸於北墻下、針刺於大蚯蚓之腰、因妊生一男、年十五、自称甄萱」

とあるような、非現実的な「夜来者型モチーフ」(cupid and psyche type)を系譜の冒頭に冠せねばならぬほど、貧弱で系譜意識の浅いものであったとするのが、妥当であろう。急激に社会的地位を上昇させた人間が認知された民俗宇宙の神話的思考でもって、自己の系譜を裝飾したり、あるいは王族の中の適当な人物との分枝関係を強調せねばならないのも、もともと確かな口承の系譜さえ所有していなかったからにはほかならない。軽率な断定は避けるべきだが、朝鮮において、王朝の交代期に登場した覇者——高麗の王建、李朝の李成桂——にしても、その「家世寒微」であったからこそ、それぞれ神話的出自で自らの系譜を裝飾せざるをえなかった、と考えて何ら不思議でなからう。

本稿の関心に則して付言すれば、後代、各氏族で発刊された族譜の多くに、系譜上の始祖が麗初に集中して登場するのも、われわれの想定を裏付けると言えよう。周知のように、新羅時代に中国風の姓を称した氏族は、宗姓である三氏族(朴・昔・金)と慶州六部貴族(李・崔・鄭・孫・裴・薛)の九氏であった。文献上で確認される新羅末までの漢式姓は、この他に、中国から渡来した外来姓に加えて、康・林・南・白・宋・安・楊・王・張・許などである。本来、唐の同姓不婚の風習を受容し、かつ唐の冊命を要請するために始まったと言われる朝鮮の漢式姓にしても、

『新唐書』巻二二〇、東夷伝、新羅の条に、

「王姓金、貴人朴、民有名無氏」

と伝える新羅社会に関する中国史料や、李朝英宗時の人であった李重煥の『八域誌』四民総論の条に載る、

「自新羅末通中国、而始制姓氏、然只士官士族略有之、民庶則皆無有也、至高麗麗混一三韓、而始做中国氏、頒姓族於八路、而人皆有姓」

として、新羅末まで民庶は姓を持たず、高麗に至って「而して人皆姓有り」の状態であったであろうと推定している。ただし、李重煥が述べるような高麗時代に「姓族を八道に頒つ」といった同時代史料はなく、彼の記載全体の信憑性を疑わせかねないが、⁽¹⁰⁾前述した証徴からして、新羅社会に対する彼の推定は、大体において正鵠を射ていると考えられる。むしろ、新羅時代には王族など一部を除いて、姓を指標とする血縁集団は組織されておらず、従って一般庶民の系譜意識が希薄であったのも、けだし当然である。後世の族譜が教えるように、系譜上の始祖的人物の多くを麗初までしか遡及できないことは、そこに系譜意識の断絶を認めただからであるまいか。さもなければ、族譜には、高麗以前に遡る系譜が、仮りに漢式姓もなく固有名のみで連続したものであっても、多く存在したはずである。

『金義元墓誌銘』（一一五二年）に、光陽金氏の始祖金佶に関して、

「公諱義元、羅州光陽縣人也、其先本出新羅季世避乱因家焉……自信己上、舊俗無譜、皆失其名」（『金石文追補』一三二〜一三三）

とあり、結局、麗初に活躍した金佶以前に遡る系譜の無いことを、端的に物語っているが、おそらく、他の氏族と同様な事態を招いていた公算が大きい。次に述べるように、羅末麗初の漢式姓の普及と符号して、系譜意識はしだいに浸透し、定着して行ったと考えられる。

ところで、中央からの政治的コントロールが弱化し、社会秩序の弛緩した後三国時代、国内各地にさまざま勢力が胎頭して来た。未曾有の動乱によって、無政府状態が続き、各地を統治する支配者が乱立した。こうした新しいタ

イブの地方豪族李樹健氏については、おおよそ次のように区別できるといふ（李樹健、九一〇、一九七八年）。

- ① 従来の在地土豪⁽¹¹⁾
 - ② 新羅の徒民政策、州県外官として赴任して定着した、元六頭品系の家門出身者⁽¹²⁾
 - ③ 半島西海岸にて、唐との通商で財を成した土豪⁽¹³⁾
 - ④ 中国系渡来人が定着し、勢力を得た者⁽¹⁴⁾
 - ⑤ 統一過程で王建に帰附し、支配下に入った者⁽¹⁵⁾
 - ⑥ 在地基盤を持っていなかったが、王建の統一過程で武勲などの功勞をあげ、一躍勢力を得た者⁽¹⁶⁾
- 右のような後三国時代に勃興した諸地方勢力は、

「三国之季、豪族蜂起、各據土地為君長、號令一方、高麗太祖統合、分屬州府郡県吏、其人、及本朝改玉、仍其制、其苗裔之以文武出身、登將相者、往往而有、於公家世可徵……」（『国朝人物考』卷四三、李圻碑銘⁽¹⁷⁾）

とあるように、次々と高麗王朝の体制化に組み込まれて行ったであろう。具体的には、まず第一に、建国過程での貢献度に従い、太祖元年（九一八）八月に、まず洪儒、裴玄慶を始めとする二千余名を対象として、第一・第二・第三等の三段階に分れた「開国功臣」号が授与された（『高麗史』卷一）。加えて、一世紀以上も後の文宗八年（一〇五四）十二月に、

「有司請、追贈太祖功臣大匡千明等三千二百人、次第職、從之」（『高麗史』卷七）

と、さらに三千二百名に功臣号が追贈された。実に高麗前期には、太祖功臣の称号を持つ者は、合計五千二百余名に及んでいる。推測するに、こうした功臣号を授与することによって、支配者側は、単に論功行賞のみならず、王朝への忠誠と精勤とを要求し、あるいは個人及び集団の色別けに利用して、安定的な政治体制の確立を企ったと考えられる。

第二に、在地豪族は成宗朝の郷職改編などを契機として、「邑吏田・職田」などの支給を受け、その経済的基盤の上で、さらに地縁的紐帯を強化しながら、「戸長・副戸長」などの郷村支配勢力となった。この間の事情は、

「安東金氏譜曰、羅末諸邑土人、能號令治邑者、麗祖統合後、仍賜職號、俾治其事、治氏者稱戸長、……」（『椽曹龜鑑』卷二）

とある記事によって、大体推察できよう。

ところで、動乱が終熄し、平安な世になるにつれて、漸次右のような「州里豪族・郷閭冠族」と呼称された豪族の間にも、漢式姓が一般化して行った。もとより漢式姓開始と普及経緯に関する資料は、その量に乏しく、断定するに足る確証はあげられないが、『高麗史』や金石文などを見ると、

①太祖から穆宗（九一八〜一〇〇九）

…王、柳、徐、韓、劉、皇甫、庾、任、洪、申、卜、尹、康、白、元、魏、孫、鄭、具、文、趙、姜、林、吳、田、晋、

②顯宗から文宗（一一〇一〜一一〇八三）

…閔、郭、智、安、章、黄、卓、蔡、盧、邢、陳、方、楊、河、曹、許、羅、高

③宣宗から毅宗（一一〇八四〜一一七〇）

…宋、咸、拓、梁、趙、史、陸、池、胡、秦、沈

といったように、高麗前期までに、五十八の漢式姓の使用が確認される。⁽¹⁸⁾

漢式姓は、これ以降にも次々と創始されたが、注意すべきは、朝鮮においても、漢式姓と共に本貫を併称して始めて、同一血縁集団の指標となることである。本貫は本・貫郷・貫籍・郷貫・氏貫・族本などの別称を持つが、今村鞆の指摘するように、定康王二年（八八七）に建立された「河東雙谿寺真鑒禪師大空塔碑」に「仍って大皇龍寺に貫籍

す」とあり、おそらく新羅の末葉から称し始めたと推定してよからう（今村軻、二八六〜二八七、一九三四年）。本貫は一般に同一血縁集団の始祖の発祥地と考えられるが、李朝成宗代に金宗直が、

「新羅朴昔金三姓迭王而金氏尤盛、其宗支苗裔、蔓延散處於四方者、不可勝記、厥後、競用豪武、霸於州郡、據其共土地人民、輸貢賦於國、因以為所在戸長、育子長孫、遂為本貫、高麗太祖董合初、戸長之能團結郷兵、率先帰服、及有功於軍陣者、擢登于朝、有至侍中大匠者、其間或患本貫之俗、往往強硬、不遵法度、遂至蕩弛、欲綏治而鎮服之、……」（『善山金氏舊譜序』）

と説明するように、本貫は戸長レベルの地方豪族から使用され始めたと推定でき、厳密に言えば、その他に、王による郷貫の下賜地（平山申氏⁽¹⁹⁾、長端韓氏⁽²⁰⁾）とか、采食の邑地（仁川蔡氏、密陽孫氏など）をも含めて考えるべきである⁽²¹⁾。

ところで、本貫を付した姓で示す同一血縁集団の家系記録が、いつから作成され始めたかについて、われわれはその手掛りとなる資料を持っていない。しかしながら、高麗時代において、中央官僚への登龍門であった科擧制度が、その作成の気運を促進したであろうことは明かである。すなわち、文宗五年（一〇五一）に、式目都監使の崔沖が内史侍郎の王寵之らと共に、

「及第李申錫、不録氏族、不宜登朝」（『高麗史』卷九五、崔沖伝）

と奏上する事件が発生した。光宗九年（九五八）に開始された科擧制度は、靖宗十一年（一〇四五）に、五逆、五賤、不忠、不考、郷部曲、樂工、雜類の子孫の応試を禁止し、さらに文宗二年（一〇四八）に、製述・明経業の応試資格を州県の副戸長の孫や副戸正以上の子に限定するといったように、さまざま規則を設けていた⁽²²⁾。事件そのものは、「氏族不録、乃共祖父之失、非申錫之罪」とする判御史台事の金廷俊の奏言により、係争は一応の解決を見るに到ったが、この事件を通して知ることは、その時まで、科擧の応試者はしかるべき形の家系記録を作成する必要が

あったことである。ただし、それが必ずしも明文化されたものではなかったことは、事件の直後の文宗九年（一〇五五）十月に、この種の事件の防止策として、法制化されたことによって、明らかである。すなわち、

「内史門下奏、氏族不付者、勿令赴挙」（『高麗史』卷七三、選舉一）

とある。この規定により、科擧の応募資格として、自己の家系を記録した文書を作成し、提出する義務が課せられた。武臣執権時代が終焉して間もない元宗十四年（一二七三）に、右の規定の上にさらに細目の件を附して、

「其赴試諸生、卷首写生名本貫及四祖、糊封、試前數日、呈試院」（『高麗史』卷七四、選舉二）

とあるように、「糊封」までの厳格な附帯条件をつけ、本貫と共に四代祖までの系譜（四高祖図）を記載した文書が必要となった。こうして、高麗時代の中葉、出自への自覚が制度的に強制されたことで、各家門は社会的上昇と地位保全を企って、まず始祖からの系譜に着手し、次に始祖と本貫と関係の明確化に努め始めたと考えられる。

高麗時代の系譜を考える上で、もう一つ閑却できないのは、前述した王朝からの開国功臣の子孫たちへの優遇策である。『高麗史』卷七五、選舉三（中卷、六四五〜六四七）に、ほぼ時に従い列挙してあるように、諸王は、先祖の勲業を重視して、太祖功臣の子孫の中で、無官の者を積極的に登用した²³。その際に、王は功臣の子孫の網羅的記述に腐心して、

「録太祖功臣子孫無官者」（顯宗五年）

「功臣子孫、付簿、點職」（仁宗八年）

と、簿冊を作成して、公平を期したと考えられる。その際、功臣の子孫たちは、王に提出する為の正式な出自証明書を整備せねばならなかったようである。しかも、その譜牒とて、若干の年月を経て社会的な承認を得る必要もあったらしく、譜牒を遺失した者たちには、それが無いままに、任官の便宜を与えている²⁴。提出された各氏族の譜牒は、宮廷内の宗簿寺で一括して管理され²⁵、功臣の子孫たちの名簿作成に利用されたであろう。従って、これらの処遇を受け

ようと、各氏族は競って系譜の整備に邁進したと考えても、決して不自然でない。各家門にとって、自己の譜牒を差し出すことで、王のみならず公的な認定を得られ、その上に家門の出自を誇示できるとあれば、彼らに修譜を躊躇する理由など無かつたはずである。

ところで、右に述べたような社会的な要請が直接的な動因となって、作成され始めたであろう譜牒について、ここで当代資料の金石文を通して、その名称、形態、性格などを探ってみることにしたい。

- ① 崔思諛墓誌銘（一一一六年）
「韓忠謹記公之行事與世譜、為其行狀迺略……」（『金石文追補』九三）
- ② 尹知墓誌銘（一一四九年）
「在家譜」（右同、一一八）
- ③ 金義元墓誌銘（一一五二年）
「自信己上、舊俗無譜、皆失其名」（右同、一三三）
- ④ 文公裕墓誌銘（一一五九年）
「皇祖曾高、侭在家牒、此不復録」（右同、一五〇）
- ⑤ 琴儀墓誌（一一三〇年）
「系出三韓功臣、諱容式之世譜、而桂陽之金浦、即其桑梓也」（『金石総覧』上、五八〇）
- ⑥ 庚自憫墓誌銘（一一三三年）
「庚黔弼之世譜、茂松原、即共桑梓也」（『金石文追補』二一九）
- ⑦ 閔思平墓誌（一一三五年）
「蓋其先世、種德滂仁培植悠久、自九代祖諱稱道奉御公、而下代、有碩輔其功烈位、號磊落相望、家有譜、国有

史略」(『金石総覧』上、六六二)

⑧ 崔宰墓誌(一三七八年)

「完山之崔氏譜、可考者曰、……」(右同、六九一)

以上の記事を通して、まず高麗時代における系譜が、「世譜・譜・家牒」と呼称されていたことがわかる。そして、譜牒はそれぞれ開国功臣以来の連続した名を載録しているものの、それ以前の系譜に全く無関心であったようである(③、⑤、⑥、⑦)。適当な資料を欠いていたためでもあろうが(③)、むしろ功臣である先祖とその桑梓(即ち本貫)の明確な記述が、当面の重要な要件であったので、系譜の冒頭に功臣号を持つ先祖を置き、それ以前に遡上しなくとも、何の不利もなかったにちがいない(⑤)。恐らく、氏族の多くは、開国功臣以前の「貧寒」な系譜の載録を喜ばず、かえってそれを積極的に放棄したかもしれない⁽²⁶⁾。形態については、僅かな資料ゆえに断案を下せないが、李朝後期のような全国的に網羅された父系血縁集団など存在しなかった高麗時代にあり、四代に遡る内外祖の記述(四高祖図あるいは内外譜)と、それを上に拡大したいわば逆ピラミッド型の系譜であった可能性が大きい⁽²⁷⁾。高麗時代の系譜が発見されていない現在、全く臆測によるしかないが、李瀼の考えた十世譜、あるいは現存する十六祖図などは、その形態を想像させる貴重な手掛りと言えよう⁽²⁸⁾。以上で述べたように、高麗時代の系譜は、断定は差し控えねばならないが、後世の族譜のように、父系血縁を中心にして、始祖を起点にピラミッド型に延び、現在に関心を持つ系譜ではなく、各民族が個別的に自己の家系を内外祖にわたり記録し、かつ功臣号を持つ始祖に遡る、過去に関心を持つ系譜であったと考えられる。

(2) 族譜の成立と変遷

通説に従えば

「我東族譜、嘉靖年間、文化柳氏最先創」(『燃藜室記述別集』卷十四)

朝鮮族譜と始祖伝承(松原)

とある李朝純祖代の李肯翊の言を基にして、族譜の嚆矢は文化柳氏の喜靖譜（一五六二年）である、とされて来た。朝鮮最古の文献目録を所収した『攷事撮要』を見ると、この族譜の冊板が慶尚道の義城にあったとあり、おそらくその地で刊行されたに相違ない。しかしながら、この通説に反して、現在ソウル大学の奎章閣に架蔵されている

「歳成化十二年丙申三月日」

の跋文を持つ、三巻本の安東樞氏の成化譜（一四七六年）を最初の族譜と考える専門家(27)もおり、今日ではこの両説を中心として族譜の淵源に関する活発な論議が重ねられている。(30)しかしながら、最初の族譜が何であったかについて、本稿では、これ以上触れないで、後考に俟つこととしたい。

とまれ、われわれは、朝鮮の族譜が大体十五世紀の中葉ごろより作成され始めたことを知るが、その当時の様相を世宗代の学者徐居正は、次のように記述している。

「吾東方、自古無宗法、又無譜牒、雖巨家大族絶無、家乘纔伝数世……」（『安東樞氏成化譜』序）（補註）

ところで、最近、宋俊浩氏は、十七世紀中葉におこった族譜の質的变化に着目して、その時期を境に、族譜を「初期の族譜」と「後期の族譜」の二つに区分して考えることを提唱している。まず内容上の大きな変化として、初期の族譜が自己の家乘を拡大した系譜であるのに対して、後期の族譜の特色は合同家乘譜にある。つまり初期の族譜が個人とその直系祖先を中心に記述しているのに対して、後期の族譜が個人の属する氏族全体の系譜を網羅的に記述している。従って後期の族譜が氏族構成員共同の發議と資金の齎出で作成されたが、初期の族譜にそうして作られたものはごく僅かであるとする。具体的な付載記事に関しても、子女の配列順と内外孫の記載の有無などについて、決定的な差異を見出せるという（宋俊浩、九九〜一四三、一九八〇）。

この宋俊浩氏の区分論は、個人と集団に着目して、その対比に成功しているものの、その資料的裏付けに乏しく、

説得力に欠けている。しかも、なぜ十七世紀の中葉に、族譜の質的転換が生じたのか、といった疑問を看却している。その点、崔在錫氏の族譜研究は、親族組織の分析を中心とし、歴史的なパースペクティブを重視していないにも拘らず、区分論に関する示唆深い見解に満ちている。まず族譜の刊行年代別の特徴を摘出した後、次に外孫範囲の変遷（外孫全部↓三代↓二代↓婿）、子女の記載順位の転換（出生順位↓先男後女）、養子制度と宗家思想の胎頭、行列字の使用範囲の拡大（無↓大同行列出現）等の諸点を主に統計的データを用いて具体的に論証した結果、八寸を最小の単位とする同族集団が十七世紀に出現すると共に、宗孫、宗家思想が形成、浸透して行ったと考える（崔在錫、三七〇七九、一九八〇年）。そこで、崔在錫氏のデータを、われわれの観点から再検討してみると、第一に外孫記載の制限が十七世紀になされ始め、十八世紀には完全に外孫三代に限定されること、第二に子女記載順位が先男後女へ転換するのは十八世紀であること、第三に養子制度が現在の慣行へと移行するのは十八世紀であること、第四に十八世紀に入り、八寸以上に共通の行列字が拡大的に使用され始めたこと、等を族譜の中から指摘できる。このように、十八世紀に刊行された族譜には、内容上の顕著な変化が認められ、それ以前の族譜と区分すべきことを教える。これを宋俊浩氏の用語で換言すれば、文字通り十八世紀を起点に、「自己の家乗を拡大した族譜から「合同家乗譜」へと質的に移行していると断定できる。先に紹介したように、宋氏は十七世紀中葉を転換期に設定するけれども、その論拠が具体的に提示されておらず、この時期については相当の留保条件をつけぬ限り、その儘で容認し難い。われわれは崔在錫氏の統計データを参酌しつつ、大同行列の出現と子女の配列順、内外孫の記載の有無などを総合的に勘案することによって、宋氏の見解より若干時期をズラして、一応、十八世紀の初めを転換期と推考し、前後それぞれの族譜を、「第一類族譜」「第二類族譜」と呼称することを提案したい。

もっとも、本稿の筆者は、第一類から第二類族譜への転換を、単に八寸を最小単位とする同族集団の形成のみで説明できないと考えている。もっと別のダイナミックで現実的な原因が、両班層に痛感されたはずである。卑見による

と、それは、主に李朝中期以降の書院の発達と、政治集団（常派）の対立と分裂、加えて、壬辰乱（一五九一〜九八）と丁卯乱（一六二七）などの動乱が、より直接的に族譜の質的変化を促進する要因でなかったか、と考える。ことに「党争」は、李朝の政治力学を考える上で、最も重要な鍵である。中国の「械鬪」と酷似する朝鮮の党争は、十六世紀の中葉、明宗、宣祖代頃より発生したと言われるが、この両班間の熾烈な争鬪は、四大士禍を経て、政界のみならずあらゆる分野で党派性を生み、結果的に朋党間の利害の対立は、子々孫々にまで継承された。それ故に、敵と味方の識別、さらに党派内部の血縁関係に通暁する必要性を、漸次生じさせたであろう。排他意識が露骨に顕在化する党争において、両班たちが自己の保身のためにも、あるいは他者を攻撃するためにも、族譜を最大限に活用したことは、想像に難くない（この点は、「譜学」の発展の事実によっても、傍証できよう）。

その上に、壬辰乱・丙子乱などを契機に、国土が外国勢力に蹂躪された結果、朝鮮が政治的・経済的として社会的に未曾有の混乱状態に陥ったことは、周知の通りであるが、そうした際に、

「京外諸處譜、盡燹於壬辰丁酉、……不知籍屬、則雖親而視如道人、豈不悲哉」（昌寧曹氏舊族譜序）
「舊譜散失、於兵火、後裔子孫不知先系之派分」（善山金氏庚午譜、一六九〇年）

と記述するように、族譜も多大な被害を受け、ほとんどの氏族は、全く新たに族譜作成の必要性に迫られたであろう。しかも、戦乱や党争などにより集団成員が諸處に避難、転住したことで、全国レベルに散在した同宗人を包括的に記述する必要に迫られた。つまり、半島全土に分散移住を重ねれば、遠い血縁、特に傍系親は記憶からは勿論族譜からも消滅して行くこととなる。従って、合同家乗譜を作成し「行列字」を制定することで、互いの姓名を照合して、本来あるべき祭祀儀礼の権利、義務を再確認させ、あるいは親族間の上下関係を明確にすることは、各氏族にとって、急務であったにちがいない。加えて両班支配体制が動揺し始め、政治の紊乱を招くこととなり、在地の両班たちが、党派、学閥、地縁性を利用して、他者との結び付きを強化したが、彼らの孤立を回避する為に最も有効なのは、

血縁性による超地域的なレベルにおける同族的連帯であったはずである。^(補註) 族譜を刊行すると同時に、「宗稷完議」を結ぶ氏族が多いのも、右の事情を理解して始めて、容易に首肯されるだろう。たとえば昌寧曹氏は肅宗十九年（一六九三）二月に、第二番目の合同家乗譜の癸酉譜六卷を刊行したが、その際に全国の二十四名の同宗人で、九条に及ぶ宗契を設け、同族の相互扶助に関して明文化している。⁽³¹⁾ このように各氏族は族譜の刊行と符号して、遠心的に各地に散在する同族を統合せしめる覇権に、契をも活用しながら、空間を超えて△始祖からの共通の出自の觀念▽を採択し、自律的血縁集団を組織して行ったのである。

族譜の質的転換には、さらに書院の発達も大きな役割を果たした。周世鵬の「白雲洞書院」（一五四三年）をその濫觴とする書院は、私塾であり、かつ士林の親睦機関であったので、そこで教授された朱子の崇祖思想が浸透、普及するにつれ、次第に宗法制的同族結合の必要性が痛感されたと考えられる。

右のような複雑な諸要因を背景に、両班たちは自己の権益を損わぬためにも、まず崇祖思想を精神的支柱として、激動する政治社会の現実的要求を容れつつ、族譜を刊行したのである。

族譜と言えば、一般的に、李朝両班社会の産物と考えてよいだろうが、前述したように日本の侵略後、身分階級の桎梏から解放された人々が、当時将来された廉価で簡便な近代印刷技術を駆使して、こぞって族譜を刊行したことは、今なお記憶に新しい。朝鮮社会の誰もが族譜を所有することで、すべてが両班たらんとした社会的行動は、興味深いものと言わなくてはならない。要するに、今日では、族譜は個人の身分証明書となっている。

(3) 族譜の資料性

そもそも、系譜に捏造や潤色・誇張のあることは、古今東西、世の常であり、枚挙に暇の無いほどである。朝鮮においても、偽譜事件は頻発して起った。前に紹介した英祖四十年十月の金慶禧事件を始め、正祖十五年（一七八一）正月にも、

「（丁酉）民人朴弼寛、擊鼓、請禁吏民之結契、常賤之偽譜」（『正祖実録』卷三十二）の嘆願が如実に物語るように、官吏も結託してデッチ上げられた族譜が、世間に横行した。このように族譜が単なる各氏族の系譜書でなく、号牌とともに、

「偽造族譜、盗買職牒、凶免軍簽者、不可以不懲也」（『牧民心書』兵典六条、第一条、簽丁）

の具合に、持たぬ者たちの羨望と嫉妬の対象であったと言って、決して間違いでない。それ故に、族譜を持つためは、その社会的位置に大きな差異を生じた。それだけでなくとも重い経済的負担に呻吟した非両班層は、政治の混乱、外困勢力の侵略による国土の荒廢、その上にうち続く天変地異と、文字通り塗炭の苦しみを祇めていた。従って、非両班層が身分上昇の機会を狙い、族譜を新たに入手しようとしたのは、極めて当然である。田川孝三氏の研究によれば、そうした両班身分を得る機会は、次のような合法的手続きを得る、

① 壬辰乱以降、王朝における財政上の糊塗策として、空名告身・空石帖の濫発、

② 多く邑財政補填の為に行われた、地域の士籍（郷案）にその姓名を登録する郷案修正（売卿）の場合と、もう一つ非合法に、

③ 賭路を納めて地方官の籍を得るもの

④ 貧寒士族が売却した族譜の購入

⑤ 他人の族譜の中への冒録・換張、

等があるという（田川孝三、七三〜七四、一九七九年）。本稿の関心に限定して、非両班層の身分上昇と偽譜との関連に言及すれば、非合法的に偽譜を入手せんと暗躍したのはともかくとして、財政破綻した李朝後期にあって、合法的に両班身分を獲得した者たちが、その身分を社会的に公認させ、恩蔭を子孫に伝えるために、新しく族譜を必要としたのは、無理の無いことである。偽譜の多さを慨嘆する李肯翊⁽³²⁾や丁若鏞⁽³³⁾らは、その手口を仔細に解説するが、こ

で重要なのは、むしろ私財を投入してでも族譜を渴望した人々の存在であり、また李朝政治の腐敗と混乱ではなからうか。族譜の改竄は、起こるべくして、起った当然の帰結である。意図的な操作が加わるとは、族譜の宿命と言つてよい。それでなくとも、少なからぬ氏族の族譜の始祖関係記事には、途方もない想像力や構想力が満ちており、族譜を持たぬ人々には、族譜の空白に自己の名を割り込まずなど、さぞや簡単に思えたであろう。従つて、われわれの眼前にある族譜の資料性を考える際に、史実のみを追求する歴史学的処理と異なる立場で、族譜の記載を分析せねば、族譜を「十にして一つの真なる無し」（丁若鏞）と断言しても、いささかも誇張でない。

そこで、われわれは本稿では、後章での考察の便宜を考えて、とりあえず、各族譜の始祖関係記事に限定して、全面的な解明には未だ程遠いにしても、その資料性を中心に若干の考察を加えて行くこととしたい。その初めに、『増補文献備考』巻四七、帝系考、附氏族の条を通覧すると、その始祖の来歴が仔細に記述してある。それを整理して列挙すれば、まず、

① 新羅王の裔……慶州金氏、慶州朴氏、慶州昔氏など、

② 伽羅王の裔……金海許氏

③ 新羅貴族の裔……慶州六部姓氏

などは、『史記』『遺事』に載録された古代神話に典拠を持つものである。

④ 中国の聖天子の裔……尹氏（少皞金天子）、洪氏（共工氏）、姜氏（炎帝神農氏）、任氏、白氏（共に黄帝）、羅氏（祝融）など

⑤ 中国歴代王朝の王の裔……成氏（周の武王）、陳氏・宋氏（共に周の武王）、全氏・禹氏（共に夏の禹王）孫氏（衛の武公）など多数、

⑥ 箕子の裔……徐氏、奇氏、

朝鮮族譜と始祖伝承（松原）

⑦中国からの渡来人の裔……安氏、閔氏、南氏、庚氏、孔氏、楊氏、卜氏、魏氏など多数

右の④⑤⑦に、朝鮮の姓氏の多数を含められるほどである。これを裏返せば、族譜上、朝鮮民族の多くが、中国人を始祖に持つことになる。事实上、④⑤⑥などは、例えば得姓の時や族譜編纂の際の誇飾であろうし、事大主義と家門の權威の基礎付けによる、後に付会された伝説と考えるのが、自然であろう。このように、各氏族の系譜の冒頭部からして、まったくその信憑性を疑わせないものとなっている。しかし、次に列挙する、

⑧満州人の裔……原州邊氏、遼東潘氏など

⑨蒙古人の裔……牙山蔣氏、清州楊氏、徳水張氏など

⑩回人の裔……徳水張氏、慶州僕氏、林川李氏（註）など

など、中国人以外の民族に、その先祖を求める姓氏もあるが、たとえば、延安印氏の場合、

「印侯、本蒙古人、初名勿刺夕、齋国公主怙怙口、怙怙口華言私属人也」（『高麗史』卷百二十三、列卷三六、

嬖幸一）

とある如く、その特異な来歴ゆえに、かえって真実である可能性が大きい。このような氏族にもあるにはあるが、その数はごく少数である。

この他に次章で紹介するが、高氏・梁氏などのように濟州島の三姓穴伝説や、昌寧曹氏、南平文氏などのように始祖誕生伝承や得姓伝承を持つ姓氏もあるが、これらはいずれも常識的に考えて、事実とは言えまい。要するに、始祖の来歴からして、まず疑ってかからねばならないほどである。

次に考うべきは、族譜の始祖の項に付載してある官職や功臣号についてである。言うまでもなく、古く新羅時代や高麗時代から権門氏族であったことを提示する目的で記述されたことは間違いないが、それぞれがすべて史実を反映

したものでどうか、若干疑う余地がある。そこで、各始祖の官職をいくつかとりあげて見ると、善山金氏の始祖金宣弓は、

「麗祖南討神劍、駐蹕于嵩善城、募能從軍者、州吏姓名者、応命、王喜甚、賜以所御弓矢、因名為宣弓、戰果有功、位至門下侍中」(『善山金氏舊譜序』)

の記事から、門下侍中であつたことを知る。これを史実に照合すれば、まず『高麗史』などで確認できないだけでなく、門下侍中は成宗二年(九八三)五月甲子に唐制を導入して置れた官職であり、それが太祖時に任命されるはずはない。そもそも宰臣あるいは宰相と呼ばれた内史(中書)門下省の門下侍中の任命は、成宗七年の崔承老のそれが初見である。

こうした始祖とその後孫の官職の改竄の様子は、最近驪州で発見された「江陵崔氏世系」と蔚珍張仁淑の「推尋戸」とで復原した系譜を、江陵崔氏の族譜所載のものと比較することによって、一目瞭然である。それを李樹健氏の整理で示せば、次の通りである(李樹健、四、一九七九年)。

○族譜……欣奉(王_建建) ↓式奉(百長) ↓守益(侍中) ↓元好(兵正) ↓忠恕(別將) ↓則連(校尉) ↓叔(尚衣) ↓光儒(左僕) ↓
○復原譜……奉禮(倉正) ↓守益(兵正) ↓元好(右同) ↓忠恕(右同) ↓則連(百長) ↓叔 ↓光儒(百長) ↓

君甫(都_倉議) ↓陵(中_倉議) ↓立之(平_倉章)
君補(百長) ↓陵(百長) ↓立之(進士_正齋)

この江陵崔氏の復原譜は、偶々残存した「世系」を基にした、きわめて幸運な事例であるが、そこに見出される各人物の官職名が、いかに恣意的に改変されて族譜に定着するかを、よく教えてくれる。この他にも文化柳氏を始めとする多くの族譜に、同様な付会の事実を指摘できる。

一方、各始祖の功臣号については、果してどうであろうか。前述したように、麗初に功臣号を持つ人物は五千二百余名であったが、当面に必要なその姓名の大多数は、不明である。仮に、各族譜に所載の始祖功臣号を一つ一つ史実に適合するかどうか吟味してみても、この理由から、現存の資料では断定を下しえない。疑問とすべき始祖功臣号も少なからずあるが、それらについては現時点で否定するに足る論拠を持たない以上、今後、族譜刊行以前の家乗あるいは世系などの信用度の高い資料の発見を待つしかない。

なお、麗初にほとんど目立った活躍もなく、史書に登場することの無かった氏族の始祖に対して、子孫の栄達を契機に、後世に官職や功臣号が追贈されたことに、付言しておく。武人執権時代や元の附馬国時代の高麗にあって、急速に権門氏族にのし上った家門の多くに、こうした功臣号の追贈が見られることは、従来の権門勢族への対抗策でもあったであろうし、何よりも功臣号を持つことによる王朝からの優遇策を受けようとする現実的な利益のためであったと考えられる。具体的に、坡平尹氏の場合を取り上げて、一時に権門氏族に上昇した尹氏に対する王朝からの処遇を見てみよう。坡平尹氏は中始祖である尹瓘の登科出仕を足掛りにして、勢力を一躍伸長させたのだが、彼の女真征伐の際の輝しい武勲は、先祖にまでその榮譽を送られた。子の彦政、彦頤兄弟の墓誌銘に、

「曾祖先之追贈軍器監、祖緯執銜追贈尚書右僕射……」（『尹彦政墓誌銘』『韓国金石文追補』）

の追贈の事実を知る。坡平尹氏の始祖（尹瓘の高祖）瓘達への追贈に触れていないが、

『高祖莘達佐太祖為三韓功臣、父執銜檢校少府少監……』（『高麗史』卷九十六、尹瓘列伝）

とあり、始祖莘達へも「三韓功臣」号の追贈がなされている。その時期は確定できないが、「家世素寒」であった尹瓘以前の系譜が、高麗後期に若干手直しされてあることを勘案すれば、おそらくその前後に、莘達に対する追贈を王朝に要求したのかもしれない。

このように、各族譜の始祖関係記事には、その史実の有無を問うまでもない、種々の始祖誕生伝承やら、潤色さ

れ、改変された官職名・功臣号、更には全く架空の系譜伝承もあり、いずれもその資料性に対する信頼を裏切ると言えよう。換言すれば族譜の系譜的部分は古く遡るほど後代に再構成された証跡が明瞭に認められ、現代の常識的判断に従って族譜の史料批判を試みれば、虚偽の多さに驚くばかりである。しかしながら、族譜にそうした付会・誇張・潤色の多い理由は、再三述べたように、族譜の持つ意味が、それを通して家系の優越さを誇示したいとする欲求の所産にあり、いわば家門統合のシンボル性にあるからである。そして、最初は自己の属する家門の来歴を知るための家記系録であったものが、それが家乗に族譜にとその形態を発展的に変化させるにつれて、段々と族譜に対する人々の要求が、単なる史実の確認から、自己の社会的地位を持続させ、子孫にも永続的な繁栄を約束させんがための権利の保証にと、きわめて現在の関心へと移行したからに他ならない。先に見たような追贈を願望し、祖先に官職や功臣号を獲得した諸氏族の行動の背景には、このような族譜の社会的な役割りを前提としていたのであって、族譜の中の始祖関係記事は、各氏族全体の利害打算に最も直結したものである。絶え間なく劇的变化を遂げた朝鮮の政治風土の中で、族譜のみが別格に取り扱われたはずはなく、かえってそれは現実の社会的諸関係を集約的に表明したものとなったのである。それ故に、族譜を真正な家系記録と信じ、族譜の弊害を憤慨した丁若鏞の如き合理主義者の眼には、いかなる族譜といえども、全く墮落した姿のみが映じたのである。

以上述べてきたように、われわれは族譜に史実の有無を問う二者択一的な態度を捨てて、族譜を全く別な視角から取り扱わねばならないものであると言えよう。つまり族譜は自らの血縁系譜と現実的で社会的な要請の上に立って構成・編集されたものであり、そこに新旧要素の混合は必然的なものである。いわば族譜の編集者たちは、血縁系譜を新しい考えで歪曲したと考えられるが、これを裏返していえば、彼らは族譜の本質を血縁の形式的連続性になく、出自の社会的承認および集団統合の両面に置いたのである。従って、族譜の始祖関係記事を考える際にも、どこまで史実を採出できるか、と言った単一な立場を取る限り、族譜は無用の長物となるしかない。族譜を無理解な批判に晒したまま

放置するのではなく、事実上困難な史実の探求の圏外で、既存の状況あるいはその望ましい形に改変されたにちがいない族譜を、出自のイデオロギーと集団の統合とを問題にして、新たな照明をあてる必要がある。始祖関係記事に限らず、族譜の資料性を論ずる時、これらの諸点を加味すれば、族譜が提示する実相は、思いの外多いと考えられる。

〔註〕

(1) もっとも、張徳順氏の史書、地理志・邑誌所載の説話の分類化（張徳順、三七三～五三四、一九七八年）や、曹喜雄氏の十九世紀を中心とした野談類の文献学的研究（曹喜雄、一九八〇年）は、いずれも将来の本格的研究の基礎作業の段階に留まっている。

(2) 管見によれば、族譜研究の先駆者は稲葉君山であると思われる（『稲葉君山、一九二六年の諸論文』）。彼の研究の欠陥は資料に基づく史実の構築に欠く所であるけれども、彼の見通しの正しさに、しばしば驚かされる。皇國史觀の持ち主として不当に放置されてきた彼の業績は、是々非々の立場で見直すべきであるまいか。

(3) なお、朝鮮族譜に関する研究文献については、崔在錫氏の調査が便利である（『崔在錫、三八、一九八〇年』）。本章で取り扱う族譜とは、一応、後章で述べる「第一類族譜」に限定して考えることとし、その記述内容は常識に属するもので、割愛する。

(4) 『英祖実録』巻一〇四、四〇一年一〇月丁酉

(5) 出自理論を要領よく平易に解説したものに、伊藤幹治氏のものがある（伊藤幹治、九六～一二二、一九八二年）。本稿は伊藤氏の論に裨益される所、大であったことを特記しておきたい。

(6) 以下では、『三國史記』を『史記』、『三國遺事』を『遺事』と略す。

(7) 以下では、『新增東國輿地勝覽』を『勝覽』、『世宗実録地理志』を『世宗地理』と略す。

(8) 但し、この想定は、古代朝鮮の被支配者層の最小 Leverage の系譜までも否定するものではない。

(9) 『遺事』儒理尼師今九年の条に、六部姓の贈与を伝えるが、稲葉君山はこれを『元和姓纂』に依拠した付会と説く（稲葉君山、一二六、一九二五年）。傾聴に価する一家言と思われる。

(10) 李重煥が述べるように、麗初に漢式姓の賜与があったと想定しても、決して不思議でないほどである。後世の記事である

が、

「平山申氏始祖崇謙（共先允海州人、今春川府、初名熊山、麗太祖賜名、崇謙賜鑄平山、開國壁上功臣三重大臣、大師壯節公）」（『増補文獻備考』卷四十）

などでは、麗初の賜姓を伝えている。

(11) 「道允姓朴、漢州鶴嶺人也、累葉豪族、祖考仕官、群譜詳之」（『祖堂集』卷十七）などの記事に見る土着勢力で、成宗朝の郷職改編の際、戸長・副戸長ないし村長村正などに転身し、地方行政実務担当者となった。

(12) 『地藏禅院朗圓大師悟真塔碑』「大師諱開清俗姓金氏、辰韓鷄林人也、其先東溟冠族、本国宗枝、祖守真蘭省為郎、栢臺作吏、考有車官遊康郡、早諧避地之心、流寓喙鄉、終擲朝天之志」（『金石總覽』上、一四〇）とあるように、祖父まで慶州の高官であったが、父の代に康郡（晋州）に定着した家門に代表される勢力。

(13) この代表的な家門として、沔川ト氏がある。

「ト智謙（新羅末、有称ト学士者、自唐来居于此、能剿殺海賤、保聚那民、智謙其後也）」（『勝覽』第十九、忠清道沔川郡の条、三二二）

(14) この例には、羅末麗初に活躍した曲矜會を挙げられる。『世宗地理』慶尚道龍宮県の条には、

「来姓一、曲（唐投化）」（一四六）

とあり、渡来して龍宮県で勢力を伸したことが推定される。

(15) 普通、「麾下将相」とも「帰順城主」とも呼ばれ、「朴景仁墓誌」の

「公諱景仁、姓朴氏、字令裕、共先北京都尉赤鳥、自新羅入竹州、為寮山侯、又入平州、置十公城等十三城、帰于弓裔主、厥後子孫蕃昌、自我太祖統合時、至于今、不絶継嗣」（『金石総覽』上、三〇三）

に代表される土豪。この他に高思葛伊（閔慶）城主興達、運州（洪州）城主兢俊などがある。

(16) この例として、義城金氏がある。始祖金洪術（洪儒）は、

「太祖時、以吏為城主」（『新增東国輿地勝覽』卷二五、慶尚道義城県の条）

とあり、裴（白）玄慶とともに「膽力過人、起行伍」の活躍をして、王建に認められた。

(17) 中巻、二二九〇ページ。

(18) その数は、一九八〇年の国勢調査時に現存する姓数二四九の約四四パーセントに当る。

朝鮮族譜と始祖伝承（松原）

- (19) 『金石総覧』(下)、八一五ページ参照。
- (20) 『高麗史』卷九七、列伝第一〇、韓安仁伝、及び韓冲伝参照。
- (21) この他に、中国の地名を本貫とする姓氏もいる。曲阜孔氏、新安朱氏、潁陽千氏などのいわゆる帰化姓氏がこれに属する。
- (22) 『高麗史』卷七三、選舉一〇
- (23) これを如実に物語る史料として、恭愍王五年（一三六〇）六月の条に、
「教太祖以来歴代功臣、録其子孫、優加奨励」
とある。具体的な優遇策は『韓国金石文追補』所載の「許載墓誌銘」（一〇七〜一〇八）、「崔精墓誌銘」（二五八）などに、明らかである。
- (24) 『高麗史』卷七五、文宗三十七年六月の判
- (25) 『高麗史』卷三〇、百官一、
- (26) この時に、今日の族譜に見る「始祖以前の系譜を問わない」とするルールが確立したのであるまいか。
- (27) 崔在錫氏による高麗時代の親族組織をめぐる一連の研究は、われわれの想定を裏付けるものである（崔在錫、一九八二年、参照）。
- (28) 『世宗実録』卷四〇、一〇年五月癸丑の条
- (29) 権寧大、三〇七〜三三三、一九八一年。但し、『攷事撮要』（宣祖元年本）の冊板目録には、慶尚道安東の項に「権氏族図」とあるが、これが成化譜を示すものかは、将来の検討を俟ちたい。
- (30) 単見によれば、問題は、文化柳氏嘉靖譜と安東権氏成化譜の先後関係にあるのでなく、むしろ文化柳氏嘉靖譜に先行した永楽譜（一四二三年）の形態に関して、それが「筆写本の図譜」であるか否かも考察の対象になると思われる。朝鮮戦争勃発時に黄海道九月山の齋室に遺置されたという永楽譜を実見さえすれば、この点は明らかになろう。崔在錫氏の聞き書きによれば、
「文化柳氏の始刊本（永楽譜——松原註）は、……親孫だけでなく外孫もすべて登載した単巻の族譜」（崔在錫、四〇〜四一、一九八〇年）
とあるが、語り手の記憶の信憑性について、新に疑問が生じよう。
- (31) 昌寧曹氏 宗稷完議、一六九三年二月一日

一、各出錢文一兩限三年取息後以爲吉凶相助之地事

一、春秋宗會時各持盞酒並率一家子弟齊會于有司家事

一、稷員中遭大故則喪家即通于有司有可出文錢文五兩成服前上下事

一、限前稷中有事則有司通告各家收合五兩以送事

一、稷員遭喪則有司發文即通稷中成服齊會護喪事

一、在鄉人遭喪則成服前勢難齊進趁葬時往見事

一、有司二人分掌稷財長利收息周年相送事

一、宗會時無故不參則罰米一斗事

(原文は、韓國ソウル市居住の曹永采氏所蔵)

(32)

「近有奸人、冒稱錦城林某、刊出偽譜於嶺南、以錦城之林平澤之林合譜、謂本同祖兄弟分封、遂爲異貫云、搬入京中顯族若干、而移易派宗、換改世代、訛其祖系亂其倫序者甚多、遍行諸道、誑誘愚氓之姓林者、竇以資生、京中諸林氏覺之、呈官查得其人、囚治分配、行閔列邑、収聚偽譜、毀去燒失、蓋近世族譜之弊甚大、人皆以無譜爲歎、至於鄉中賤人、欲免軍役者、必也行賂冒入、譜牒之淆亂、愈往愈甚、近聞閭閻有人聚萬姓譜、秘藏於家、鄉人有不識祖系而欲托於某族者、來致重賂、則必考閱其中無后、或子孫無名稱者、換改名字、安排世代而與之、諸家譜中所謂舊譜、無后而子孫居某地者、修單以來云云者、皆此類也、是以姓貫之僻者、漸皆移托於顯閥貫貫、此豈非世道之一大變耶、亂倫欺世、王法之所必誅、而人不以爲怪何耶」(『燃藜室記述』別集、第一四卷、文芸典故の條)

いささか長文の引用となったが、ここに族譜の改竄の様相を、詳細に窺うことができる。こうした族譜への後次的改悪を、さらに具体的に活写したのが、丁若鏞であった。

(33)

「偽造族譜、盜竊職牒、凶免軍簽者、不可以不懲也、軍簽爲民苦毒、百計謀免、無罪不犯、奸猾知其情、誘之以匪分、乃竊貴族譜系、執其無後之派、接以非類之族、換父易祖、以宮紹繪、或稱功臣某相爲八代祖、或稱駙馬某尉爲九代祖、或稱敬順王後裔、或稱文成公安裕直系、或稱江城君文益漸遺胤、甚則偽接濬系、或稱孝寧大君爲九代祖、或稱広平大君爲八代祖、蓋宗班子孫、有貧窮無賴者、其家原有濬源譜略、曾受例領、乃於八卷之書、能受百兩之錢、奸民買此真本、乃於無後之派、接以其祖之名、模其書法、仿其刻法、若非慧眼、無以免奸。」(『牧民心書』兵典六條、第一條、簽丁)

と、丁若鏞が喝破するように、偽譜が横行していた。

(34) この項は、今村鞆氏の整理に依拠した所が多い。(今村鞆、四三九～四四六、一九三四年)

文献

(1)

- 『掇曹龜鑑』（李震興著）、西江大学校人文科学研究所、ソウル、一九八二年
- 『韓国口碑文学大系』一―一〇九―一、韓国精神文化研究院、一九八〇年～一九八二年
- 『韓国金石文追補』（李蘭英編）亜細亜文化社、ソウル、一九六八年～一九八二年
- 『漢西野談』（李羲準編）ソウル大学校奎章閣所蔵
- 『高麗史』全三卷、景仁文化社、ソウル、一九八一年
- 『国朝人物考』全三卷、ソウル大学校出版部、ソウル、一九七八年
- 『故事撮要』全一冊（宣祖元年本）、宗家文庫所蔵（長崎県立対馬歴史民俗資料館）
- 『三国史记』民族文化推進会、ソウル、一九七三年
- 『三国遺事』（末松保和校訂）、図書刊行会、東京、一九七一年
- 『昌寧曹氏族譜』（辛亥譜）一九一一年
- 『新增東国輿地勝覽』景文社、ソウル、一九七八年
- 『新唐書』中華書局出版、北京、一九七五年
- 『増補文献備考』全三卷、以文社、ソウル、一九七八年
- 『善山金氏舊譜序』金宗直著、成化十六年（二四八〇）、（『善山金氏文献録』所収、刊行年不明）
- 『青丘野談』（一九冊）ソウル大学校奎章閣所蔵
- 『世宗実録地理志』朝鮮総督府中枢院、一九三七年
- 『朝鮮金石総覧』（全二冊）亜細亜文化社、ソウル、一九七六年
- 『八城誌』（李重煥著）朝鮮古書刊行会、京城、一九一〇年
- 『牧民心書』（丁若鏞著）玄岩社、ソウル、一九七二年

『燃藜室記述』全十二卷 民族文化推進会、ソウル、一九六七年

『李朝実録』(『朝鮮王朝実録』) 韓国国史編纂委員会、ソウル

(2)

伊藤幹治 『家族国家観の人類学』ミネルヴァ書房、京都、一九八二年

稲葉君山 『朝鮮族譜の研究』『朝鮮史学』七号、一九二六年

『朝鮮民族と族譜』『朝鮮』一二八号、一九二六年

『朝鮮の族譜について』『東亜経済研究』一〇一三三、一九二六年(未見)

今村 鞆 『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』朝鮮総督府中枢院、一九三四年

川田順造 『無文字社会の歴史』岩波書店、一九七六年

金 斗憲 『朝鮮族譜の研究』『朝鮮』二七四号、二七五号、一九三八年

『朝鮮家族制度研究』一志社、ソウル、一九六九年

権 寧大 『成化譜攷』『学術院論文集』人文・社会科学篇、第二輯、一九八一年

末松保和 『新羅史の諸問題』東洋文庫、一九五四年

宋 俊浩 『韓國에 있어서의 家系記録의 歴史와 二解釈』『歴史学報』八七輯、ソウル、一九八〇年

曹 喜雄 『朝鮮後期文献説話の研究』螢雪出版社、ソウル、一九八〇年

田川孝三 『李朝後半期における地域社会の諸問題』(文部省科学研究費報告書) 一九七九年

崔 在錫 『日帝下の族譜와 同族集団』『亜細亜研究』一二一四、一九六九年

『朝鮮時代の族譜와 同族組織』『歴史学報』八一輯、一九八〇年

『高麗時代の親族組織』『歴史学報』八四・九五合輯、一九八二年

『高麗朝の相統制와 親族組織』『東方学志』三一輯、一九八二年

張 徳順 『韓国説話文学研究』ソウル大学校出版部、ソウル、一九七八年

フォーテス・マイヤー、田中真砂子編訳 『祖先崇拜の論理』ペリかん社、東京、一九八〇年

馬淵東一 『高砂族の系譜』『馬淵東一著作集』第一卷、二二一〜二三五、社会思想社、東京、一九七四年

三品彰英 『三品彰英論文集』全六卷、平凡社、東京、一九七〇〜一九七四

李 樹健 「土姓研究」(一)『東洋文化』一六輯、一九七五年

「後三国時代支配勢力の姓貫分析」『大邱史学』一〇輯、一九七六年

「高麗前期土姓研究」『大邱史学』一四輯、一九七八年

「嶺南士林派の形成」嶺南大学校民族文化研究所、一九七九年

「高麗後期『土姓』研究」『東洋文化』二〇・二一合輯、一九八一年

〔付記〕本稿を成すに当り、東洋文庫の田川孝三博士より数々の御教示を賜った。とりわけ李朝の偽譜事件や、身分制度に関して、博士の御指摘を受けて、論を展開させた所が多い。特記して、謝意を申し上げたい。

〔補註1〕

前項で説明したように、この徐居正の指摘は、高麗時代の実情といささか相異なるものの、当時はこのように信じられていたかもしれない。ここで付言したいのは、高麗時代の「世譜」あるいは「家牒」と李朝に出現した「族譜」との関係である。残念なことに、前時代の資料が現存せず、「族譜」(第一類)との比較・対照の試みは放棄せざるをえない為に、両者の関係を十分に知りえない。臆説に過ぎないが、文化柳氏の喜靖譜にせよ、安東権氏の成化譜にせよ、朝鮮の最初の族譜の形態が中国のそれと同一であることは、畢竟、中国の族譜を念頭に置いて、伝来した自らの系譜を、そのモデルに合致するように、修正・発展させたと予想したい。

〔補註2〕

但し、現実生活では、今日のみならず李朝においても、系譜は絶えず双系 (bilateral) へ辿られ、系譜的親族が双系で構成されていることに、留意しておきたい。その結果、党争時には、「三族の滅」が当然であった。従って、各氏族の同族的連帯は、実際には、理念化された父系血縁モデルの枠組みを越えて、双系に及ぶものであった。